

平成22年度 事業計画書案

《事務局》

平成20年12月1日に、公益法人改革関連3法が施行されたのを受けて、本修練会としては、公益財団法人としての認定を目指すことになっている。事務局としては、これまで認定申請のために必要な作業を力強く推進してきたところである。そこで、本年度は、公益法人改革2年目として主務官庁との連携を一層強めつつ、認定作業の一段の推進と1館2荘の経営という通常の業務に地道に当たっていくこととする。

1. 公益目的事業の推進を重視する理事会、評議員会そして監査の実施
2. 特例民法法人である本修練会の主務官庁としての文部科学省への的確な報告、届出並びに常時の連携
3. 公益財団法人認定の具現化のために、内閣府公益認定等委員会との連携
4. 公益法人認定申請のために、定款案及び提出書類の作成
5. 平成20年公益法人会計基準を適用した経理の更なる推進
6. 不特定かつ多数の人たちへの広報活動として「かけはし」の発行のほか、「ホームページ」「広告」等によるPRの推進

《成美教育文化会館》

成美教育文化会館は「地域社会における不特定かつ多数の人の教育、文化、福祉の向上」及び「地域社会の健全な発展」に役立つよう努める。事業は、公益目的事業の推進を基本に据え、まず「教育文化会館の経営」並びに教育、文化及び福祉に係わる講習会等の「開催の支援」に努める。その他、地域社会の向上・発展のために「必要な事業」、また教育、文化及び福祉に係わる「収益事業」の考察・試行に努める。

1. 公益目的事業の推進
 - (1) 「教育文化会館の経営」
施設を継続的に維持・管理し、安全で清潔な施設を貸与し、活動の場の提供
 - (2) 「開催の支援」
教育・文化・福祉の向上に係わる開催に応じた親切・丁寧な「開催の支援」
 - (3) 「必要な事業」
施設を利用し、教育・文化・福祉に係わる自主事業・共催事業の実施
「自主事業」○「心から楽しめる音楽文化事業」 ○第5回輝きりポート
「共催事業」○映画鑑賞会 ○地域の文化活動
 - (4) 「収益事業」
施設を活用し、教育・文化・福祉に係わる「収益プログラム」の考察と試行
2. 公益目的事業の「経理的基礎」
 - (1) 費用および収益の配賦
○収支相償 ○受取利息の活用 ○使用料金の実費負担

- (2) 安全性の確保（施設・設備の計画的改修・修繕）
 - 玄関自動ドア ○音響・調光装置 ○壁・庇の雨漏り
- (3) 諸経費を計り算出
 - 出演料、ポスター、チラシ、ホームページ、広告、広報紙「かけはし」など

3、公益目的事業の「技術的能力」

- (1) 開催の目的・主体性・能力などを認め、向上へ向けての支援
- (2) 公益目的に沿う継続利用団体へは、状況に応じて優先貸与

《至楽荘・一字荘》

2荘の事業としては、公益目的事業のますますの推進を目指す。特に2荘の所在地近隣地域住民への利用拡大や都内・近県学校の教育課程内での教育活動支援に一層力を注いでいくように努める。なお、利用者増を考えるだけでなく、利用者の現地での充実した活動及び安全安心確保への取組みを基本に考え、施設・設備の計画的改善を推進していく。

1. 公益目的事業の充実

(1) 2荘利用者の拡充と支援

- ・教育課程内利用者等への案内の拡充と活動内容の充実
- ・利用方法、教材的価値などの情報の提供
- ・教育課程内利用者への利用方法や利用料金の支援

(2) 2荘設置地域との交流

- ・勝浦市や茅野市との連携継続
- ・罹災時その他必要に応じて、市や市民への施設の提供

2. 安全・安心の充実

(1) 衛生寝具の管理

- ・レンタル会社と布団のレンタルの継続
- ・地域の業者と連携したりネンサービスの円滑な実施

(2) 災害や事故への対応

- ・防災計画の見直しと避難経路の確認
- ・消防署など、関係機関との連携強化
- ・防火・防犯のための荘周辺の整備

(3) 環境への配慮

- ・節水、節電の徹底
- ・地域の清掃事業への積極的協力
- ・地域動植物の保全への協力と生命尊重の精神の啓蒙

3. 施設・設備の改善

(1) 内部整備

- ・一字荘畳替え
- ・一字荘・至楽荘部分修理（美化も含め）
- ・省エネ化（電球交換等）

(2) 外部整備

- ・至楽荘の給水設備修理
- ・一字荘の周辺樹木伐採